

一般社団法人長野県地域包括医療協議会 理事長
公益社団法人長野県栄養士会 会長
一般社団法人長野県理学療法士会 会長
一般社団法人長野県作業療法士会 会長
特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会 会長
一般社団法人長野県歯科技工士会 会長
県内歯科衛生士養成所 運営法人代表者
一般社団法人長野県診療放射線技師会 会長
一般社団法人長野県臨床検査技師会 会長
長野県訪問看護ステーション連絡協議会 会長

様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)及び医療施設等施設・設備整備事業
の実施意向調査について(依頼)

日頃から本県の医療行政の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、このことについて、令和7年度当初予算要求の基礎としたいので、事業の実施を要望する場合は、
下記により必要書類を提出いただきますようお願いいたします。
なお、本提出をもって、要望する事業が採択されるものではありませんので、御留意ください。

記

1 本調査の対象事業

補助金名等	対象事業及び提出書類
地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)補助金	別紙1参照

2 必要書類の提出方法

「ながの電子申請サービス」を利用したインターネットによる提出とします。

■申請手順

- 下記URL(令和7年度地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)及び医療施設等施設・設備整備事業に係る事業計画書提出フォーム)にアクセスし、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック。https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46614
- 利用規約を確認し、「同意する」をクリック。
- 必須項目(補助事業者名等)を入力。
- 「添付ファイル」→「参照」から提出データを選択のうえ、「添付する」をクリック。
- 「入力へ戻る」→「確認へ進む」をクリック。
- 「申し込む」をクリックして手続き完了です。

※システムから申込完了通知メールが届かない場合は、お手数ですが必ず医療政策課へお電話ください。

ながの電子申請サービスによる提出ができない場合、下記担当までご相談ください。

■連絡先：長野県庁医療政策課(026-235-7145) 担当：江上、井口、金井

各種様式類の電子ファイルは、以下の県医療政策課ホームページに掲載しております。

【地域医療介護総合確保基金事業】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/shisaku/sogokakuhokikin/portal.html>

【その他国庫補助事業】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/hojoyousiki.html>

ダウンロードしてご活用頂きますようお願いいたします。

3 提出期限

令和6年9月20日(金) 23時59分必着

4 今後のスケジュール

いただいた要望は、次の工程を経て、事業化されることになります。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 内容の確認(要望の精査) | } … 令和6年10月～令和7年2月 |
| (2) 県予算編成(要望の事業化) | |
| (3) 県予算案成立(事業の採択) | … 令和7年3月ごろ |
| (4) 県内示(事業の着手) | … 未定(※) |

※国からの内示があつて初めて、県の内示が可能となりますが、国のスケジュールが示されていないため、時期は未定(例年8月以降)となっています。また、要望額に対して満額内示されない場合もあります。よつて、令和7年度途中に補助金額の調整等が生じる場合がありますので、ご了承ください。

なお、要望した事業が採択された場合は、次の点に留意する必要があります。

- ・ 県からの内示があるまで、事業に着手することができません。
- ・ 一般競争入札に付するなど、県の手続に準じて契約事務を行う必要があります。

5 令和7年度地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)の実施見通しについて

(1) 事業区分Ⅰの事業について

平成27年度から国は、事業区分Ⅰ(病床機能分化・連携推進事業)に重点的に国交付金を配分する方針を示しています。

これを受けて、事業者の皆さまには、病院の病床機能分化・連携に伴う施設・設備整備において基金の積極的な活用のご検討をお願いします。

また、実施時期が未定であっても、施設改修や診療機能の変更等を検討している場合は、現時点の内容で構いませんので、計画の提出をお願いします。

(事業例)

- ・ 病床機能転換を伴う地域包括ケア病棟や緩和ケア病棟などに関する施設整備

(2) 事業区分Ⅱ・Ⅲの事業について

(1)により、国における事業区分Ⅱ・Ⅲへの交付金の配分は、抑制的になっています。

県の予算編成過程で、担当者から補助金額等の調整についてご相談をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

6 その他

(1) 高齢者施設の整備については、医療分の地域医療介護総合確保基金及び医療施設等施設・設備整備事業を活用することができませんので、補助金の活用を要望される場合は、県庁介護支援課施設係(直通電話:026-235-7113)あてにお問い合わせください。

(2) 今回募集する事業については、令和3年4月1日以降、補助金申請の際に書類への押印が不要となりました。

(問合せ先)

担 当 医療政策課 企画管理係 江上、井口、金井

電 話 026-235-7145(直通)

Eメール kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp